

平成21年2月宮崎県定例県議会（補正）

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成21年3月5日～6日

場 所 第3委員会室

平成21年3月5日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第42号 平成20年度宮崎県一般会計補正  
予算（第4号）

○議案第55号 教育関係の公の施設に関する条  
例等の一部を改正する条例

○議案第56号 警察署の名称、位置及び管轄区  
域を定める条例の一部を改正す  
る条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経  
営に関する調査

○その他報告事項

・平成21年宮崎県警察運営方針及び運営重点に  
ついて

・県立学校校舎等の耐震化の状況について

・県立高校地区生徒寮の私立高校生徒への開放  
試行について

出席委員（9人）

委員	長	押川修一郎
副委員	長	松村悟郎
委員		福田作弥
委員		井本英雄
委員		萩原耕三
委員		太田清海
委員		冨師博規
委員		田口雄二
委員		川添博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	相浦勇二
警務部長	橋本昌典
警務部参事官兼 首席監察官	富山和年
生活安全部長	椎葉今朝邦
刑事部長	松尾清治
交通部長	中原雅男
警備部長	柄本重敏
警務部参事官兼 会計課長	永野文章
警務部参事官兼 警務課長	長友重徳
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松木左都夫
総務課長	宮下貴次
少年課長	柏田和彦
交通規制課長	湯地幸一
運転免許課長	大町正行

教育委員会

教育長	渡辺義人
教育次長 （総括）	一原則幸
教育次長 （教育政策担当兼 全国高等学校総合 文化祭推進室長）	寺田建一
教育次長 （教育振興担当）	満丸洋一
総務課長	金丸政保
政策企画監	吉村久美子
財務福利課長	井上貴
学校政策課長	黒木正彦
学校支援監	二見俊一
特別支援教育室長	瀬川健治
教職員課長	堀野誠

生涯学習課長	勢井史人
スポーツ振興課長	得能剛
全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長	川井田和人
文化財課長	清野勉
人権同和教育室長	厨子透

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	吉田拓郎

○押川委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了の後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 代表質問、一般質問御苦労さまでございました。また、先週は警察音楽隊の定期演奏会を催しましたところ、多くの委員の皆様方に御出席いただきまして、大変盛況裏に終了いたしました。県民と警察の距離が少しでも縮まる機会になればなと思って企画したわけではありますが、意義深い会であったと思いま

す。また、委員長、延岡選出の3委員の方々にはちょっと日程がうまく合わせられませんで、大変失礼をいたしました。また、次の機会にぜひよろしくお願いをしたいと思います。さて、本日は、常任委員会ということで議会提出議案20年度宮崎県一般会計補正予算について、警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（案）について、そして損害賠償額を定めたことについての3点について御説明させていただくと同時に、その他の報告事項として、本年の県警察運営方針、運営重点について、担当の警務部長から説明させたいと思います。よろしくお願いたします。

○橋本警務部長 それでは、まず、平成21年2月定例県議会提出の議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係について御説明いたしたいと思ます。

○橋本警務部長 それでは、まず、平成21年2月定例県議会提出の議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係について御説明いたしたいと思ます。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料、A4、横の分厚いほうでありますけれども、これの443ページをお開きいただければと思ます。

まず初めに、今回の補正予算の概要を御説明いたします。補正額の欄がマイナス10億3,412万1,000円となっております。これは、大量退職期に入りまして、若手警察官の構成比率が増加したことによって、給与の年間支給総額が減少したことによりまして、職員の人件費を6億2,000万円減額、退職予定者に対する退職手当の支給見込み額がおおむね確定したことにより、退職手当約5,500万円の減額、その他物件費の入札残などによりまして、約3億6,000万の減額となっており、その結果、公安委員会の補正につきましては減額額として、10億3,412万1,000円という形でお願いしたいと思ます。今回のこの補正によりまして、公安委員会の補正

後の予算額は283億897万7,000円となります。この予算額は、恩給及び退職年金費を含まない額でございます。

それでは、個別に御説明いたします。447ページから御説明いたします。まず、上段左側の会計科目（事項）の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、まず、警察費のうちの公安委員会費でございますが、これについては、マイナス97万2,000円となっております。これは、公安委員会の運営に要する経費の執行残に伴うものでございます。

次に、(目) 警察本部費（事項）職員費でございます。これは先ほど冒頭説明いたしました職員給与費でございますけれども、これはマイナス6億1,859万3,000円でございます。先ほど御説明したとおり、若手警察官の構成比率がふえたことによりまして、年間の給与所得が減少したことによるものが大きな要因でございます。

このような多額の人件費の不用が生じるということにつきまして、若干説明いたしますと、職員給与費の当初予算額というのは、前年度の1月1日に在籍する職員の給与支給額に基づき決定しております。しかし、実際は、定年を迎える職員が3月31日に退職しまして、4月1日に若い人が入ってくるということになりますから、その部分の差額がこのような額になってあらわれるということでございます。このような現象は、どうも知事部局や教育委員会においても同様の形になっておると聞いております。

次に、(事項) 運営費、補正額マイナス1億556万でございます。これは、警察職員設置に要する費用の執行残に伴う補正でありまして、主なものとしましては、これも冒頭説明いたしました退職手当のマイナス5,647万1,000円、それから番号7になりますけれども、警察業務電算化

推進事業経費マイナス2,648万8,000円でございます。退職手当の減額と申しますのは、当初予算では定年退職者70名、希望退職者等16名の86名見込んでおりましたが、実際には定年退職予定者の中に、前年度末に退職する人が出たということであるとか、また希望退職者などが増加しましたことから、要は86名見込んでおりましたが、実際には84名の退職者ということになりまして、その2名分の退職手当が不用になったということでございます。また、警察業務電算化推進事業経費の減額でございますけれども、これは、警察内で構築しています警察ネットワークの回線使用料及びパソコン端末のリース料でございます。こういったものの入札残が主なものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。装備費でございます。これにつきましては、7,031万8,000円の減額補正を予定しております。主なものとしましては、3番の警察装備資器材維持費マイナス1,144万1,000円、それから、番号4のヘリコプター運用経費マイナス4,115万8,000円でございます。警察装備費資器材の減額でありますけれども、これはいわゆる入札残のようなものでございます。また、番号4のヘリコプター運用経費でございますけれども、これは、ことし警察の抱えております1機のヘリコプターでございますけれども、1,500時間点検という、航空法に定める定期点検がございまして、それに要する費用を計上しておりました。その点検修繕料と、それから点検期間中の代替用民間ヘリコプターのリース料を計上しておるところでございますけれども、うち、点検修繕料につきましては、当初相当部分の部品をかえなくちゃいけないなということで予算措置をしておりましたけれども、点検した結果、それほどの部品交

換が要らなくなったということで、これが不用額につながったというものでございます。

次に、(目) 警察施設費、(事項) 警察施設費でございます。これにつきましては、マイナス6,186万4,000円の補正を予定しております。主なものとしましては、番号1の交番、駐在所庁舎新築費マイナス1,357万5,000円、それから、番号3の警察庁舎及び宿舍維持管理費マイナス2,932万6,000円、番号6のその他警察施設営繕費マイナス1,566万2,000円、このようなものがございます。交番、駐在所の新築費の減額でございますけれども、これは平成20年度中に建設しました3つの交番、駐在所がでございます。これの工事費や設計委託料の入札残でございます。また、庁舎の維持管理費でございますけれども、これにつきましても、清掃委託や機械設備、電気設備等の保守点検契約がございしますが、これに係る入札残というものがマイナス2,932万ほど計上できたということでございます。また、その他施設営繕費でございますけれども、これにつきましても、工事請負費や設計委託料等の入札残ということでございます。

次に、(目) 運転免許費でございます。これにつきましては、補正額として1,499万1,000円の減額補正を予定しております。これは運転免許試験であるとか、各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、主なものとしましては、番号2にありますけれども、運転免許証ICカード化導入事業として1,500万7,000円の減額補正となっております。

次のページに移ります。(目) 警察活動費(事項) 一般活動費でございます。これにつきましては、補正額はマイナス1億3,438万5,000円であります。これは、一般警察活動に要する経費の

執行残に伴う補正でありまして、主なものとしましては、その下の欄にありますけれども、番号2の自動車管理保管場所証明事務に要する経費マイナス3,598万9,000円、番号3被留置者経費マイナス1,469万6,000円、番号10捜査情報統合管理システム整備事業のマイナス1,846万7,000円、番号11その他の警察活動経費等マイナス5,115万4,000円となっております。

個別に説明いたしますと、まず、自動車保管場所証明事務に要する経費の減額につきましては、委託業務で行っている自動車の保管場所の調査、入力業務でありますけれども、自動車販売台数の減少に伴いまして、自動車保管場所証明の申請件数が予定よりも少なくなるということが見込まれるものですから、その少なくなった部分に対応する委託料も減るということで、減額補正をするというものでございます。被留置者経費の減額は、延べ被留置者の数の減に伴う被留置者給食費の不用減額でございます。また、捜査情報統合管理システム整備事業の減額につきましては、これはシステムリース料の入札残ということでございます。また、その他警察活動費、これも5,000万ほど減額をしておりますけれども、いわゆるコピー代だとか、もしくは印刷費、消耗品等でございますけれども、いずれにつきましても、いわゆる入札残、入札した結果安く調達できたということで、このような額を減額補正とするものでございます。

次に、(事項) 交通安全施設維持費、補正額はマイナス1,143万8,000円の部分でございます。これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、主なものは交通安全施設維持委託料の入札残でございます。

次に、(事項) 交通安全施設整備事業費マイナス1,600万の補正でございます。これは交通安全

施設整備事業に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、信号機等のデザインポール共架事業費を減額するものでございます。

具体的には、平成20年度に道路管理者が実施する電線地中化工事、これに伴って並行して実施する予定であった宮崎市錦町交差点から江平交差点までの信号機のデザインポール共架工事につきまして、道路管理者である宮崎市の工事計画がおくれるということでございますので、平成22年度以降に完成する見込みとなったものですから、その分については不用ということになったものでございます。

引き続きまして、繰越明許費について御説明いたしたいと思っております。お手元の平成21年2月定例県議会提出予算事項別明細書、補正分とありますが、これの323ページの下から2つが警察本部関係でございますけれども、平成20年度の繰越明許費はこの2つでございます。交番、駐在所庁舎新築事業の予算額1,600万円と、それから警察活動費の信号機等のデザインポール共架整備事業予算額1,367万9,000円のこの2つでございます。

まず、最初の交番、駐在所庁舎新築事業につきましては、平成20年度に都城警察署の乙房駐在所の建てかえを計画しておりましたけれども、その近隣住民との間で建物の設計に関する調整に若干の時間を要しましたことから、次年度に予算を繰り越すというものでございます。また、信号機等のデザインポール共架整備事業につきましては、先ほど御説明した部分でございますけれども、若干工事のおくれがあるということですので、この部分に予定していた予算につきましては、繰越明許するというものでございます。以上が一般会計補正予算に関する説明でございます。

次に、議案第56号「警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例(案)」について御説明いたします。これにつきましては、資料を用意しておりますので、資料をごらんいただければと思います。資料1でございます。

御案内のとおり、本年3月30日に日南市、北郷町及び南郷町が合併して新たな日南市が設置されることとなります。日南警察署の管轄区域については、現在、日南市、南那珂郡となっておりますけれども、南那珂郡がなくなり日南市になるということで、日南警察署の管轄区域を日南市のみの表記とするという形式的な改正を行うものでございます。これが2点目の説明事項でございます。

続きまして、3点目の説明事項でございます。平成21年2月定例県議会提出報告書の「損害賠償額を定めたことについて」というものでございまして、平成21年2月定例県議会提出報告書の3ページでございます。これは、損害賠償額を定めたものについての御説明でございまして、これにつきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項でございます。具体的な内容は3ページの一番上でございますけれども、宮崎南警察署の警察官の公用バイクを運転して警ら中、安全の不確認によりまして、公用バイクの後方に停車していた自動二輪車に接触した事故というものがございました。そのため、相手方の車両の修理費として8,715円でございますけれども、これを損害賠償額を支払うことになっており、このことについての御報告を議会のほうにさせていただくというものでございます。

最後に、その他の報告事項といたしまして、「平成21年度宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明をいたしたいと思っております。これ

につきましては、資料を用意しておりますので、資料に従って説明いたしたいと思っております。

資料2でございます。資料2にありますとおり、本年の運営方針としては、従前に引き続き「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」とするとともに、サブタイトルといたしまして、「安全で安心な宮崎をめざして」といたしました。これは事件・事故等がますます複雑多様化する昨今の状況を踏まえ、宮崎が住みよいことを願う県民の期待と信頼にこたえるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものでございます。この方針のもとでの具体的な取り組みといたしまして、「街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進」、「交通事故の抑止と交通秩序の確立」、「重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の封圧」、「少年の健全育成と非行防止」、「テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進」、「犯罪被害者支援の推進」、以上6項目を運営重点として掲げております。

個々の運営重点についての概要を御説明いたしたいと思っております。まず、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進についてでございますけれども、これにつきましては、県民が身近に不安を感じている街頭犯罪や侵入盗への対策を重点にしつつ、被害が深刻化している振り込め詐欺につきましても、その撲滅に向けてしっかりとした検挙活動と防犯活動を推進することによりまして、県民の体感治安の向上を図ることが主な目的でございます。そこで、本年の街頭犯罪抑止対策といたしましては、地域の犯罪実態に対する的確な分析に基づく警戒活動などの展開や迅速な初動捜査による徹底検挙など、抑止と検挙両面の諸対策を強力に推進するとともに、振り込め詐欺対策にあっても金融

機関や各種関係機関・団体との連携を図りながら、その撲滅に向け、予防と検挙両面の諸対策を強力に推進していくこととしております。

また、地域安全活動の推進につきましては、県内で約300の防犯ボランティア団体が結成され、活動しておりますけれども、犯罪や地域安全活動に関する情報を積極的に提供するとともに、積極的な広報啓発活動を推進して、地域住民による安全で安心な地域づくりに向けた防犯ボランティア活動が社会システムとして定着するための支援と連携を強化していくということを考えております。

次に、2つ目の交通事故の抑止と交通秩序の確立についてでございます。昨年は、本県警察の総合力を挙げて交通事故対策を推進した結果、交通死者数は48人、前年比の減少率全国1位となるとともに、第8次宮崎県交通安全計画の「平成22年までに61人以下にする」という目標を、2年前倒しで達成したところでございます。また、発生件数・負傷者数についても3年連続の減少となりました。

しかしながら、全交通死者数に占める高齢者の割合が依然として50%を超えていること、また、本県人口10万人当たりの交通死者数もどうか全国平均という状況にありまして、本県の交通情勢はまだまだ厳しい状況にあるという認識を持っております。また、一昨年飲酒運転等の厳罰化以降も全国的に悲惨な飲酒運転による事故が後を絶たない現状から、飲酒運転根絶に向けた取締りの強化と交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の取締りによりまして、法と秩序の確立を図る必要があると考えております。

このような情勢を受けまして、交通事故抑止対策といたしましては、交通死者数の減少に着

目するのみならず、交通事故の発生そのものを抑制することが重要であると考え、本年の運営重点についても、「交通死亡事故の抑止」を「交通事故の抑止」に改めております。本年も高齢者の交通事故防止対策に重点を置きながら、知事部局や市町村を初め、関係機関・団体との連携を密にしなが、飲酒運転の根絶、交通安全施設の整備充実など、各種交通安全対策を盛り込んだ、我々、防衛作戦と呼んでおりますけれども、交通事故抑止総合対策を推進したいと考えております。

次に、重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の封圧についてでございます。重要犯罪につきましては、昨年中は緻密かつ迅速・適正な捜査を推進いたしまして、日向市内で発生したコンビニ強盗の犯人を早期に検挙するなど、重要凶悪事件の解決を図ってきたところでございます。本年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人や強盗などの重要犯罪や侵入盗犯・窃盗の徹底検挙を図っていくこととしております。

また、暴力団などの組織犯罪につきましても、昨年中は、山口組系の暴力団幹部組員等を食品衛生法違反、商標法違反、覚せい剤取締法違反など、違法な資金獲得活動に着目してあらゆる法令を駆使して検挙してきたところでございますけれども、本年も、暴力団などの組織犯罪の壊滅に向けて、違法な資金源を封圧するために諸対策を推進するとともに、住民生活を脅かす銃器犯罪を防止するためのけん銃等の摘発や薬物犯罪などの組織犯罪対策の徹底研究を図っていくこととしております。

次に、少年の健全育成と非行防止についてでございます。新みやざき創造計画の戦略にも掲げられておりますとおり、地域安全対策を推進

する上で、少年の非行を防止し、その健全育成を図ることは、安全で安心な暮らしを確保する上で極めて重要な課題であり、昨年中は、非行防止教室の開催、関係機関や団体との連携による街頭補導活動などに取り組んできたところでございます。本県における犯罪少年の検挙人員は、平成18年から3年連続して減少しておりますけれども、これは、少年人口が減少しているということも原因の一つとして考えられます。また、昨年は非行グループによる強盗致傷事件など、少年による凶悪事件も発生しており、引き続き対策を強化する必要があるという認識を持っております。

このような情勢を受けまして、本年も、スクールサポーターの活用や少年サポートセンターの効果的な運用を初め、学校や少年警察ボランティアなどの関係機関・団体との連携強化による少年の規範意識の醸成や、地域社会における健全育成の機運の高揚を図ることとしております。また、インターネット上の違法・有害情報等少年に悪影響を与える環境の浄化などの諸対策も推進することとしておりまして、あわせて児童買春などの福祉犯の取締りや適正な少年事件捜査を推進していくこととしております。

次に、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進についてでございます。国際テロ情勢といたしますのは、昨年のサミット終了後も厳しく、我が国においても予断を許さない情勢でございまして、不安定な社会情勢のもと、右翼、極左暴力集団等の動向も予断を許さない状況でございます。このため、サミット警備諸対策に引き続き、各種管理者対策の徹底など、官民一体の協力関係を強化するとともに、広範な情報収集と容疑解明の推進など総合力を結集して、テロの未然防止を図ることとしております。



また、本県は、地震、風水害などの自然災害の発生するおそれが高いことから、災害等重大事案発生時におきましては、組織一体となった初動態勢の迅速な確立を図りまして、これに的確に対処するため、具体的な事案の発生を想定した実践的訓練を徹底するなど、有事即応態勢の確立に向けた諸対策を推進することとしております。

最後に、犯罪被害者支援の推進でございます。警察は、被害者にとって最も身近な機関でありまして、被害の回復や軽減について、県民から大きな期待を寄せられる立場にあることから、犯罪被害者等の視点に立ったきめ細かな支援などを確実にやっていくことが警察活動の重要な基本事項の一つであると考えております。

昨年、国において、犯罪被害者支援法の改正による犯罪被害給付制度の拡充を初め、刑事訴訟法の改正などによる刑事裁判への被害者参加制度や損害賠償命令制度など、犯罪被害者支援に関する法整備が進められ、本県におきましても、知事部局に対して働きを行った結果、県に被害者支援の担当窓口も設置されたところでございます。本年も、被害者などに対する犯罪被害者給付制度の確実な教示と迅速な裁定を実施するとともに、市町村や宮崎犯罪被害者支援センター等関係機関・団体との緊密な連携強化によりまして、総合的な被害者支援を推進していきたいと考えております。

以上、平成21年の運営方針及び運営重点について御説明いたしましたけれども、本年も県民の負託にこたえるべく、各種警察活動を積極的に展開することにいたしておりますので、今後とも御理解、御支援のほどよろしくお願いするとともに、以上の方針に従って、来週には平成21年度予算についても、よりよい予算編成をして

いるということでございますので、よろしく御審議いただければと思っております。以上です。

**○押川委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案及び報告事項についての質疑を求めます。議員の皆さん方、よろしくお願いいたします。

**○萩原委員** 予算についてはないんですけども、希望退職者の主な理由というのはどういうことでしょうか。病気だとか、もう取締役が疲れたということでしょうか。

**○橋本警務部長** 体の健康というのが問題になっている方もいらっしゃいますし、それから家庭の事情などによりまして早くやめられる方とか、いろいろ千差万別でございますけれども、特に、職場環境云々かんぬんということでもあり、基本的には御自身の御都合で1年、2年早くやめられる方というのが一般的だというふうに考えております。

**○太田委員** 予算は、おおむね良好に執行されているとは思っておりますが、例の、昨年も聞いたかなと思うんですが、職員の見込みについて1月1日で設定をして、それでやっておりますのでということで、6億近くの執行残が残るわけですが、これは、知事部局でもそういうやり方をしているということで、統一的に財政課のでそういう扱いをしているという考え方のようです。これは、例えば職員が多いからこういうやり方をせざるを得ないのか、例えば1月から3月まではこういうような見込みである、そして、来年の4月1日以降はこのくらいの見込みであるというようなことで、何かそういう予算の組み方は不可能なのか、ちょっとそれを思ったところなんです。いかがでしょうかね。

**○橋本警務部長** 昨年、指摘を受けまして、直

ちに見直しすることを予定しておりましたが、残念ながら、昨年指摘を受けた時点では既に平成20年度予算というものは固まっております、平成20年度予算においては反映することはできませんでした。

ただし、来週また提出いたします平成21年度予算につきましては、少なくとも、県警部分の人件費につきましては、大量退職し若い人が入ってくるという、この世代交代を踏まえた人件費を計上することにしておりまして、平成21年度の決算といいますか、補正時点においては、これほど多くの不用額が出ないような努力をしているところでございます。

**○太田委員** わかりました。見込みですから、本当、根は神経使ってされているということはもうわかっておりますので。それと、先ほどの繰越明許のところでも乙房駐在所の話が出ましたが、設計の問題で住民の方との何かちょっと、意見を聞いたのか、そういう慎重にされているんだろうなとは思いますが、例えば、住民の方からこういう設計にしてもらいたいとか、いい意味で何かそういう要望が上がったりしているのかなと思ひまして、その辺の状況はどういうことだったのでしょうか。

**○橋本警務部長** 何といひますか、いわゆる近隣のところに新しい建物が建つもんですから、近隣住民からすると、余り自分の家に影響がないような形で物をつくってくれという要望もござひます。駐在所ですから、近隣の方と余りコミュニケーションがなくて、後でトラブルになつても困るもんですから、そういった意味で丁寧にお話をしながら、新しい駐在所の設計についてやった結果、若干時間を要してしまつたと、こういったような内容でござひます。

**○相浦警察本部長** ちょっと具体的な市民の方

とのかかわりがありますので、少し近くにお住まいの方で、端的に申しますと、建物ができ上がったときの日照の問題でちょっと御注文がござひまして、それで、現代社会は、法律に照らした訴訟社会でござひますので、通常の民事訴訟の世界での一般常識に照らせば、私どもの当初の方針でも十分裁判所でよしという認定はとれるということは自信はあつたんですが、そういう問題でもないのかなと、確かに日照上の問題が生じるのは事実でありまして、繰越明許という形で議会にも御迷惑をかけるんですけれども、それは近隣の住民の方との円満な環境を維持するほうの中長期的に見てもやっぱり正しい選択だろうということで、こういう形をとらせていただきました。御理解いただければと思ひます。

**○太田委員** わかりました。なかなか難しい問題があるんだなと、私は、建物の構造上のことで何か要望が上がつたのかなと思ひまして……。

今後のことなんですが、延岡でも新しい交番をつくられましたね。例えば、警察という、市民から見たら怖いとかいうのがあつて、昔のお巡りさんみたいな雰囲気で見られたりするのがいいんじゃないかなというような気もして、交番等でも地区の老人クラブあたりが、ちょっと昼会合やるから貸してくれんだろうかと、例えば会議室みたいなものですね。そんなふうにごの施設が多少地域に開放されていくのもいい意味でイメージアップにつながるならいいことかなと思ひまして、ただ、警察という業務としてきちつと、あんまり法令を無視してやるのもいかなものかというのがありますけど、多少そういう要望も上がりつつあつたりするのかな、そして、交番とかそういったのも少し市民に開放されているよというイメージも大切な

ものなのかなと思ひまして、その辺はどんなものなんでしょうか、将来。

○橋本警務部長 新しく建てかえている交番なり駐在所でございますけれども、新しい設計においては、コミュニティスペースというものを可能な限り設けるようにしております、そういったようなスペースを使いながら、その交番員であるとか、駐在所員と地域住民の方々との接点としても使えるような構造にしております。

○椎葉生活安全部長 具体的には先ほど言いましたように、コミュニティスペースというのを新しい駐在所、交番には必ず設けておまして、スペース的にはそうですね、最大でも7～8人ぐらいは座れるぐらいのスペースですか、それができておまして、具体的には、その地域の防犯ボランティア団体の方々との合同パトロールの打ち合わせであるとか、それから少年ボランティアの関係との打ち合わせであるとか、いろいろそういう会合というか、ちょっとした打ち合わせ等に利用されているのが現状でございます。

○太田委員 わかりました。私も延岡の交番を見させてもらいました。コミュニティスペースというのがあるわけですね。そこも見させてもらいましたが、言われるとおり、少し小じんまりしたところかなというような気もしまして、ただ、そういうのがあるということについては、PRをぜひしていただいて、地区のそういう防犯関係の人に限定はされるとは思いますが、少し用途も地区の老人クラブとか、何かそういうのでも開放できるならぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、運営方針のところ、少年の健全育成と非行防止というのがあるんですが……。

○押川委員長 ちょっと待ってください。議案がなければ、その他報告事項にも入らせていただきたいと思いますが、では、太田委員。

○太田委員 非行防止というところのテーマになると思うんですが、刑事部長あたりのところが一番担当部署になるかなと思ひますが、例えば、いろんな犯罪者を調べていくと、その背景に家庭の問題とか、この人間を罰するのに、この子供や、この人がどのような家庭環境の中で生活してきたのだろうかというその背景を見たときに、物すごくその人個人を責められないような悲しい出来事なんかいっぱいあると思うんですね。それを恐らく見てこられていると思うんですね。私たちもいろいろお世話するときに、本当にかわいそうだなと思うような人たちにも出会うもんですから、そういった分野は教育委員会がテーマとしてやるわけですが、家庭のあり方については、こうあってほしいということ警察のほうからの何らかのメッセージが教育現場なり、世の中の親にこういうような家庭にしたらいかんよという、親としてしっかりしてもらわないかんところがあるんだよという、そういうメッセージを送られる何か方法、一番詳しいというか、一番世の中を見てこられている部署だろうと思うんですね。だから、例えば——ごめんなさい、話が長くなって申しわけありませんが、小学校、中学校との定期協議の場や何かありますよね。ああいうところでも警察官の方が来られて、いろんな説明されることがありますが、そういう場合でも、ぜひそういう親のあり方とかいうことを警察のほうからも何かメッセージを送ってもらいたいかなと、そしてPTAの何か全体集会なんかがあったときなんかにも警察のほうからもその辺の家庭のあり方についてとか、そういうメッセージを逆に

送っていただくといいがなど、ちょっと思ったところですか。いかがなものでしょうか。

○**椎葉生活安全部長** 子供のことでか、私のほうは……。

○**太田委員** はい。

○**椎葉生活安全部長** 同じ事件を捜査するときには、少年事件と成年事件の大きな違いというのは、いわゆる成人事件は、その事実関係と情状というのもありますけれども、少年事件の場合は、いわゆる同じ非行事実があったにしても、その背景にある、親の監護能力であるとか、本人の生活環境であるとか、そこ辺を解明するのが非常に少年警察の分野は重要な分野でありまして、その辺を重視して、結論的には、この少年をどういう処遇にしてほしいという意見をつけて送致をするというのが少年事件捜査でございます。

その家庭環境の問題につきましては、警察のほうから発信する手段としましては、今、学校警察総合連絡制度というのがございますが、これは、県教委それから全市町村の教育委員会と協定を締結いたしまして、警察のほうで検挙補導した少年については、全部が全部じゃないんですけれども、学校側のほうに、「こういう子供を検挙しました。近々こういう問題がありますので、後のほうのケアをよろしく願います」というのを連絡をしていますので、学校側ではそういう少年の非行事実だけじゃなくて、少年が持っているいろんな問題も含めて、学校のほうでいろいろ指導教育をされていると考えております。当然、父兄のほうに来ていただいて、保護者の、いわゆる今後この子供をどうするかというのは、必ず、調書化しますので、その中でその問題点も把握できますし、私どももその親御さんに対して、こういうことを改善しな

ければだめですよという教育的な指導というのはやっております。

そのほか、非行防止教室等についても父兄が出席している場面がございますので、その場におきましても、一般論として、保護者のあり方であるとか、監護のあり方であるとか、こういう話も随所に出てくる内容だというふうに考えております。以上です。

○**福田委員** 難しい字を見つけましたので、447ページの「公衆接遇費」、当時は派出所ですね、今の交番ですね。お巡りさんが地域に溶け込むための経費として30年近くになりますかね、公衆接遇費の費目ができたんですが、ちょっと減額になってはいますが、今、この公衆接遇費や派出所の家族に対するいろんな報償ですね、この辺はかなり充実をしてきたと思うんですが、どういう内容になってはいますでしょうかね。

○**永野会計課長** 公衆接遇費につきましては、例えば、駐在所なんかですが、奥様と一緒に住んでいるということで、奥様につきましては、非常に地域の活動に参加されているわけですね。そういった関係で、配偶者等の協力家族報償費としまして7万9,000円ほど措置しております。今回の不用額につきましては、対象施設としましては119施設あったんですが、そのうちの93施設を奥様が一緒に来られるという想定で組んでおりました。ところが、単身赴任の方が若干多くて、実質は90名の奥様が帯同ということで不用額が出た状況でございます。

○**福田委員** 地域のいろんな会合に入っていくやすいように、ちょっとした交際費等を当時組んだ経緯がありますが、その内容はどういうふうに変化しているかなと思って、ちょっとお聞きしたんですが。

○**椎葉生活安全部長** そのとおり、交番、駐在

所の、これ主に交番ですけれども、交際費みたいな感じで公衆接遇費の予算措置をしまして、去年は1施設1万4,000円、年間ですが、67万2,000円の予算措置をしています。施設は48施設だけしていますが、これは今先ほど参事官の方から話がありましたように、家族報償費が出ておるところは、これは予算措置しておりません。全くないところだけを予算措置をして、消防団の会合等に焼酎2本持っていくとか、そういう金に使っているわけでありまして。以上です。

○**福田委員** ありがとうございます。安心しました。

○**井本委員** 以前にビデオで若い青少年が夜中にしゃがみ込んで、コンビニあたりでうろうろしているようなフィルムを見たことがありましたが、相変わらず同じような状態なんですかね。

○**椎葉生活安全部長** 全くないとは言いきれませんが。ただ……。

○**井本委員** 大分よくなった……。

○**椎葉生活安全部長** ここ数年前と比べますと、特に宮崎駅あたりがちょっとひどい状態があったんですけども、最近はほとんど宮崎駅構内でも見られませんし、一般的にはかなり改善してきていると考えております。

○**井本委員** それは何でそんなになったんでしょうかね。やっぱり取締りがきいたんですか、それとも何か別の……。

○**椎葉生活安全部長** 一番大きな原因は、管轄の交番員、パトカーなり、それから宮崎市内では特別機動警察隊というのがございますが、その隊員が頻繁にそういうたまり場付近を巡回をして、そこにたむろしておれば、早く帰るように説得をしたり、また職務質問したり、そういう活動が功を奏していると考えております。

○**井本委員** もう一つ。「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」というのは、これはだれが——そちらで考えたのかなと思って。警察は、我々は最初から強いもんだと思っておるからですよ。こんな力強いというのは何か、「こたえる頼もしい警察」とかね、そういうのがよかったんじゃないのかなという気がするんですけども、これは、皆さんで考えられたんですか。

○**相浦警察本部長** みんなで考えました。公安委員会のほうにも御報告を申し上げて、これ了ということでやっておるものでございまして、井本委員の御質疑もごもっともでありまして、力強いのは当たり前だと言われますとそれまでなんでございませぬけれども、もう一度その原点をここで学習するという意味で、あえて力強いという形容詞をつけたということでございまして、それ以上特段の意味はございません。

○**井本委員** ちょっと今、思い出したんですけども、我々は、いつも民主的コントロールを4年に一回は選挙させられるし、マスコミは言うし、県民はいろいろ言われるし、警察に対する民主的コントロールというのは何なのかなあと常々思うことがあるんですよ。ここで我々もわあわあ言うけど、警察にはあんまり言うといかんわなという思いはあるんですよ。だから、警察に対する民主的コントロールというのはどういうものが具体的にあるんですかね。ちょっと聞かしてもらおうと。

○**相浦警察本部長** 制度の一番根っこをいいますと、やっぱり県議会に対してさまざまな御報告をしたり、先生方から御質問を受けて、行政の内容についてお話をするというのが一番制度の根幹の部分だと思います。

それと、あと、御案内のとおり、警察は、知事部局とは別の組織上の仕組みになっておりま

して、あくまで所属の上では知事所轄になっておりますが、県の公安委員会という合議体の組織の管理のもとに警察があるということでございまして、公安委員お三方、当県の場合は任命されておりますが、知事の任命で議会同意という形になっておりますけれども、例えば、政治色の一定の排除というようなこともございますし、あくまでも合議体として意見決定をしてもらうと、1人が何かを決めるということではなくて、3人の方の御見識で意見を決めてもらって、そして、その管理のもとに警察の運営がされておりますから、もちろん一挙手一投足まで御指導を賜るということは想定しておりませんが、大所高所から警察の方向性だとか、直近の社会情勢を受けて修正が必要ならば、新たな方向性をどうするのかということについて御指導を得ているというのがございます。

それと、あと、数年前に警察改革、これは全国的にちょっと警察の諸活動をめぐっていろいろな失態が明るみになったことをきっかけに、警察の刷新を行おうということが数年前に行われましたが、そのときに警察法が改正されて、各警察署に警察署協議会というものが設けられております。これは、各警察署の地域地域に由来するいろいろな諸問題について、きめ細かく、管内にお住みになっておられる方々に意見を言っていただいて、警察署長の方がいろいろ諮問をしてお答えをいただいたり、逆に、そちらのほうからいろいろとお声をかけていただいて、こちらが答えるというようなことで、より地域に根差した形で民主的コントロールも図っていかうじゃないかということでございまして、大きく分けると、この3つかなというふうに考えております。

○井本委員 わかりました。ありがとうございます

ました。

○萩原委員 生活安全部長に要望やらお願いみたいなのをやるんですけどね。

いろいろな地域で、5月から冬の初めぐらいまでには一斉にお祭りが行われてきます。祭りに欠かせないのが移動商なんですよね。いわゆる露天商、3年ぐらい前から移動商も法人格、移動商業協同組合というふうにして、移動商の親方は、今までは会長という呼ばれ方をしていました。今は理事長となっていて、なぜ、こういうことをいろいろ知っているかという、私は、青年会議所時代に都城盆地祭りというのを36年ぐらい前に立ち上げたときに、約1キロにわたるいろいろな商売、子供たちが喜ぶために移動商の皆さんに交渉に行きまして、そのときに、私は、「あなたたちは暴力団とは関係ありませんね」ということを念を押して移動商の皆さんに開放していったわけです。もちろん、それまでは、以前はテキヤとかいろいろ言われていましたね。中には暴力団と通じている人もいたわけです。3年ぐらい前から、これは法人格をとるために、そういうことを排除しようということでいろいろやってきたんです。ところが、人間だれでも生きていかなければいけないものですから、移動商の中に広域暴力団の中に入っている人間が出てきたわけです。それで、2～3年前から、都城警察署の課長さんたちにお願いをしておったのは、いわゆる祭りをするとショバですね。どういう場所が一番売り上げるかということが非常に大きな問題なんです。それで結局、3年ぐらい前まではスムーズにいったんですけども、そういう後ろに看板を持った人間が、グループが何人か入ってきたもんですから、かつての会長、いわゆる今の理事長の威厳が通じなくなったわけです。後ろ盾が出

てきたもんですから。それで、いろいろと法人格になったときに、鹿児島県警OBが顧問に入ってきたわけですね。せっかく法人格を得たんだから、いわゆる暴力団との縁を断ち切っていくということなので顧問になってきたんです。ところが、その中のごく少数のグループですけどね。結局、どんな組織でも不満が出てくるわけですよ。それが会長、今の理事長に対して不満を持ってくると、そういう組織の力を持っているいろいろとショバの決め方を取り仕切ろうとしたわけです。

それで、私の家に来たんですよ。私は、そういうかかわりを一番最初からやっていたもんですから、これはいかんと思って、都城警察署の生安課に行って、何とか警察署の中でその場所を決めてやらないと——警察が直接立ち会う必要はないんです。警察署の中で会議をしなさいというと、指定暴力団とかそういうのに関係ある人間も警察署の中ではさすがにやかましく言わなくなるんですよ。それで、スムーズに行くようにはなってきたんです。なかなか難しい世界でしてね、私は、何人か、子供のころから見ておった子が今移動商の協同組合に入って一生懸命自分の家庭を支えておるんですよ。まじめにやっておるのがいるんですよ。たまたま一般普通の会社には勤められない、ところがああいいうキャラメル売ったり、焼きいかを売ったりするのが大好きだという、それで生活を支えている子供たちがいるもんですから、何とかこれは暴力沙汰にならないようにと思って、今、心血を注いでいるんです。これから先、ずっと都城は特に多いんですよ。そういうときに、都城に限らず、お祭りがあるとそういう移動商の皆さんがいろいろ出てくる場面があるもんですからね。そういう暴力団と直接かかわりのあるグ

ループもなかなか排除するわけにはいかないんですよ。移動商の長年のしきたりで、おきてがあるもんですから。その辺をひとつ暴力沙汰にならないように、そういうショバといいますか、売り場を決めるときには外部でやると、バックに持っておる人間のほうが強いんですよ。威圧的ですから。場合によっちゃ切った張ったになるわけですから、それを警察署の中であると割とスムーズにいくのを経験しましたから、ひとつ、これからもそういうところには十分配慮していただくようにしていただかないといかんなど思っております。というのは、やっぱり彼らはいろんな祭りの、言うならば裏方ですよ。ムードをつくるためにやっぱりそういう人たちがおらないと、なかなか今、ボランティアでと言ったって、それは幾つかのグループは、大がかりな祭りには出るけれども、総体的には、せっかく今、法人格になった移動商の皆さん方が支えてくれないとどうにもならないもんですから、ひとつぜひ、その辺の配慮を各警察署でもしていただくように、何かコメントがありましたら……。

○松尾刑事部長 よくわからんですけども、原則的には、移動商の方々の内部的なお話でありましょうから、警察がしゃしゃり出て行って、ああしなさい、こうしなさいということはまずできないのかなと私のほうでは思っているんですよ。ですから、もしその中で何か暴力的なものが出てくるとかいうことになれば、我々としては、取締りをやらざるを得ませんし、警告を発したり、そういうこともできるのかなという気もしておりますけれども、冒頭申し上げましたように、原則的には、やっぱり組織の方々の中で、そういう規律を持って何といいますかね、ショバ割なり何なりしていただくのが正しいん

じゃないかなと思いますけれども。

○萩原委員 警察が口を出しなさいとは言っていないんです。だから、そういう会議を、警察署の空き部屋でもいいから、「ここでちょっと話し合いしなさい」とやらすことだけはいいいんじゃないかなと思うんです。

○相浦警察本部長 ちょっと先だっても話しましたが、暴力団ですね、歴史的沿革を見ますと、博徒の流れと露天商の流れという非常に大きな流れでございます。博徒というとはくち打ちですから、堂々とやったら直ちにつかまるということで次第次第に博徒系というのはあれなんです。露天商というのはいわば正業でございますから、これはなかなか難しい問題をもともと伝統的に抱えておりました。暴力団対策法をつくって以降、指定暴力団ということできちっと暴力団員として法律上、言ってみれば認定をされれば、いろいろな法規制がかかるようになっておりますし、そういう暴力団勢力が跳梁ばっこするということは、治安にとっては由々しき事態でございますから、ありとあらゆる手段を使って、できるだけ排除をし、またそういうものを容認しない社会づくりもしたいと思っておりますし、また、そのことでお困りの方がいるならば、私どもだけでなく、暴追センターというやや少しソフトな対応のできる法人もできておりますので、関係者で知恵を絞って、少なくとも、そうした勢力で御迷惑をされているという事態は絶対にないようにしたいと思います。

具体的にどうするのかというと、まさしく各論の世界になりますので、今、委員のおっしゃったようなやり方もあるでしょうし、いろんなやり方があると思います。これは恐らく総論で言ってもしょうがない話であります。いずれにしても、暴力団を容認しない社会、暴力団で困っ

ている方を一人でもなくす社会のために、個別具体的にいろいろと知恵を絞っていきたいと思っておりますので、警察署のほうに何なりと言っていただければと思います。

○押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○松村副委員長 きこのう電車で帰ったんですけどね、ちょうど高鍋駅におりましたら、駅の周りには駐輪場があるんですけども、非常に今、よくなっていると、警察のパトロールカーが以前よりも何か集中的に警らをしてくれるんだということで、駅周辺の環境というのが、物すごく治安も含めてよくなって、自転車の盗難というのが極端に減ってきたということで、私も駅長さんよく知っているから、「最近どうですか」という話をしたら、非常に感謝されておりました。

それと、中身はちょっと見なかったですけど、駅に何か警察の白い箱が置いてあるんですね。警察の方が回ってこられたとき、何かそこにやってきましたですね、県民の声か何かの声なのかなと思ったんですけど、それがあつ程度地域の声をよく反映されているのかなということで、その辺はちょっと現状はどうなのかということと、もう一つは、高鍋なんかも夜、飲み屋街たくさんあるんですけども、以前に比べたら景気が悪いからかどうかわからないですけど、非常に静かになったなど、やっぱり警察が怖いというものもあるんでしょうけど、抑止力というか、以前より地域安全活動というか、警ら活動というのが、警察の方針なのかなと思っておりますけれども、ふえてきているのかということも肌でちょっと感じてきたもんですから、今度の運営方針の中で、地域安全活動の推進ということで、そのお話が出てたんで、ある程度成果は出ているんじゃないのかなと思ったんですけど、駅の



中の何か箱というのはどういうものかというのと、引き続き警らをしてほしいという要望とあわせて、何かお話があれば……。

**○椎葉生活安全部長** 私どもは今、街頭犯罪の抑止ということに非常に強い力を注いでおりまして、実を言いますと、昨年も約3.4%ほど減らしたんでありますけれども、自転車は、わずかですけれども10数件のプラスが出ております。ピークが平成14年の1万7,700件ぐらいでありますけれども、昨年が1万1,100件まで約6,600件ぐらい減少させてきているんですけれども、ことしもさらに減らそうということで、各署とも躍起になっているわけでありまして。その中で特に全体の発生件数の大体4分の1くらいを自転車盗だけで占めるんですね。ですから、自転車盗の抑止対策というのが非常に大きな全体の街頭犯罪抑止計画の中の大きなウエートを占めているものですから、特に、駐輪場対策ということに力を入れていまして、駐輪場といえば駅前、もしくは大規模なイオンみたいな、ああいうスーパー、それと学校内の駐輪場ですね。この3カ所が主に駐輪場として大きいわけなんですけれども、その中でも特に、無秩序になりやすい駅前の交番につきましては、いわゆるピンポイントエリア作戦という名前をつけまして、できるだけ制服の警察官を通学時間帯を中心に配置をして、自転車盗を防ごうという活動を各署ともやっております。特に、高鍋におきましては、ちょうど昨年自転車盗の抑止の部分が思うような結果が出なかったものですから、さらに強化をして、高鍋署管内は特に強力にやっているような実情でございます。

それから、駅前の白い箱と言われましたが、恐らく警ら缶、警ら缶といいますのは、必ず駅前にだれだれ巡査が警らに行きましたよという

印鑑を押しておく、その箱だと思います。中には目安箱みたいなものはないことはないんですが、恐らく私の感覚では警ら缶ではないかと思いますが、その警ら缶を見ますと、確かに高鍋駅に何時にだれ巡査が警らに行ったよというのが後から裏づけができるわけですね。恐らくその箱だと思います。

それから、盛り場の関係ですけれども、決して警察が取締りしているから飲み客が減ったというわけではございませんで、いずれにしましても、どうしても盛り場の夜間というのはどうしても犯罪が発生する傾向が高いことは間違いない事実でありまして、その時間帯にパトカーであるとか、所轄の警察官が制服で警らを密にしているという事実は、これは間違いない事実であります。それは宮崎の橋通りの、例のニシタチかいわいも同じことございまして、そういう人が集まって飲んだ上でのいさかいだとか、そういう犯罪が起きる可能性が高いものですから、そこを重点的に警らを強化しているというのは事実でございます。以上です。

**○松村副委員長** ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

一般質問等でもちょっとあったんですけれども、特に、若い子供たちが電車の中でマナーが悪いんじゃないかとか出てきたんですけど、答弁としては、最近それは少なくなっているというお話はありましたけど、電車の中を警備しなくても駅前というか、そのあたりの何というか、非常にクリーンな駅前になっていることで、子供たちも何か自分で抑止力を少し持つてくるんじゃないかと、軽犯罪と言ってばかにすると、いずれは大きくなるんで、非常に効果があるんじゃないかなと思って、本当に感謝しています。駅前周辺をですね。

それと、もう一つなんですけど、3番目に組織犯罪のことでということ、封圧ということですけど、お金を借りるサラ金とかいう形はかなり金利の関係で、業者さんたちも数が減ってきたりすることで、どうなるかわかりませんが、被害者は多いんですけど、サラ金とかじゃなくて、逆に今度はヤミ金という形で見えないところでの何か犯罪の可能性というか、被害者の可能性というのがあるのかなというのもちょうと感じているんですけども、実際あるという話は聞いたことはないんですけども、ちょっと私も相談を受けて、高鍋警察署のほうにお話をさせていただいたことはあるんですけども、ヤミ金と暴力団の関係とかその辺の資金源とか、あるいは犯罪の現状とか、そういうのはどんなものですか。私もちょうとわからないけど、わかる範囲で……。ヤミ金というやつですかね。

**○相浦警察本部長** 今、ヤミ金と副委員長おっしゃった、ヤミ金の範囲を何を指すのかということですけども、いずれにいたしましても、その貸し金業者として公式に認められている世界、典型的にはサラ金業者であります。それ以外に完全に貸し金業の許可を受けてない連中と、それと今でも多分あるんだと思いますが、一方で、一応貸し金業の許可を受けること自体は、それほどハードルは高くないもんですから、堂々と受けて、許可業者と名乗ってすごい高金利を取るというやつも実はあるんですね。だから、それをヤミ金融とかどうかというのはちょっと用語上、なかなか難しいんですが、いずれにしても、違法な金貸しを常態化してなりわいとしている連中というのは、私どもにとって大変問題のあるグループでありまして、そこはきっちりと貸金業法違反なり、高金利という

ことで出資法で取り締まっていく必要があるんですけども、暴力団との関係はちょっとなかなか見えないところであります。一定程度関与しているだろうということは、数年前に山口組系の五菱会という二次団体が仕切る形で、全国で1,000億ぐらいの大規模なヤミ金融事件を起こしたということで摘発をされまして、後にクレディスイス銀行にお金が隠匿されたということで、それが戻ってきました、法律をわざわざつくって、そのお金を被害者の方に分配しようというような手続が進められております。

ですから、一定程度はあると思いますが、100%仕切っているのかというと、どうもそうでもない感じもいたしますし、これは例えば最近のオレオレ詐欺もそういうところがありまして、暴力団が仕切っているようなのが出てくるものもあれば、そうでないケースもあって、これは、僕もマスコミ報道で知っているんですけども、NHKあたりで取り上げていたのは必ずしも暴力団ではなくて、むしろ普通の何というか、若者たちが不景気だとかいろんな状況の中でドロップアウトして、道徳的に遵法意識が低いのか、簡単にそういうことに手を出しているようなことも、NHKの中では描かれていました。必ずしもはっきりとしたことはわかりません。いずれにしても、違法な集団であることは事実でありますので、我々のほうで、ともかく手の及ぶ限りは取締りを進めていきたいと考えております。

**○松村副委員長** 県内では特段そのことに関しての事例とかいう感じではないんですよ、あんまり。

**○椎葉生活安全部長** 検挙状況ですが、ヤミ金、無登録営業も含めてですけども、平成20年中4事件、6名を検挙もしくは逮捕しております。

そのうち1名が暴力団組員だというふうな、一応、統計上はそういう統計が残っています。

それともう一つ、先ほどの警ら缶の関係でちょっと訂正をしたいと思いますが、警ら缶という名称は現在もう廃止になっているそうです。済みません、認識不足で。立ち寄り所にみたいな感じで、そういう印鑑を押すところは残っているようですが、署で独自で運営しているところはありますけれども、警ら缶という名前そのものは、現在、公的には使ってないということでございますので、訂正いたしておきます。

○松村副委員長 ありがとうございます。

○押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。なければ以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時17分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会ではありますが、当委員会に負託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。また、質疑におきましては、午後からということをお願いをしておきたいと思っております。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、おわびを申し上げます。去る3月2日の県議会本会議におきまして、県教育委員会大重委員長から御報告とおわびを申し上げますところではありますが、3月1日、県教育委員会西臼杵教育事務所の教育推進課長が、

自動車運転過失傷害と道路交通法違反、いわゆるひき逃げの疑いで捜査当局に逮捕されるという不祥事が発生いたしました。

県教育委員会では、交通法令の遵守及び交通事故等を起こした場合の適切な対応等、職員の服務規律の徹底につきまして、常日ごろより全力で取り組んでいるところでございますが、このような事態に至りましたことは、まことに遺憾なことであります。

県教育委員会といたしましては、今回の事件を真摯に受けとめますとともに、再発防止に努め、県民の信頼回復を図ってまいりたいと思っております。このたびのことで、皆様方に御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、改めて心からおわび申し上げます。

それでは、御説明をさせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、目次のページをごらんください。

今回、御審議をいただきます議案は、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」、及び議案第55号「教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」の2件であります。また、その他報告として、「県立学校校舎等の耐震化の状況について」、及び「県立高校地区生徒寮の私立高校生徒への開放試行について」の2件でございます。このうち、補正予算についてであります。右隣の1ページをごらんいただきたいと思っております。

教育委員会の平成20年度2月補正予算につきましては、表の下のほう、太線で囲んでおります計の欄の一番左になりますが、34億1,344万2,000円の減額補正をお願いするものであります。その結果、教育委員会の一般会計予算額につきましては、同じ段の右から2番目になりま

すが、1,124億9,973万円となります。

私のほうからは以上であります、引き続き、関係課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**○金丸総務課長** 総務課関係につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。分厚い冊子でございます。歳出予算説明資料総務課のインデックスのところ、ページで言いますと381ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計1億4,185万6,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、33億5,874万4,000円となります。以下、主なものにつきまして御説明申し上げます。

383ページをお願いいたします。このページのちょうど真ん中あたり（目）事務局費（事項）職員費であります、1,504万9,000円の減額でございます。これは、教育委員会事務局職員の年度途中の人事異動等による人件費の減であります。次に、その下の段、（事項）一般運営費の1,087万8,000円の減額であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に関する経費の執行残によるものであります。

次に、384ページをお願いいたします。上から2段目の（事項）教育企画費6,207万9,000円の減額であります。これは、国の10分の10の財源によります委託事業に係る国庫支出金の額の決定に伴う執行残等であります。

次に、385ページをお願いいたします。上から2行目の（目）社会教育総務費の（事項）職員費3,361万8,000円の減額、その下のほうにあります（目）保健体育総務費の（事項）職員費1,566万2,000円のそれぞれ減額であります。これは、

社会教育保健体育関係職員の年度途中の人事異動等による人件費の減でございます。

続きまして、資料、変わりました議案書をお願いいたします。平成21年2月定例県議会提出議案（平成20年度補正分）と書いてある議案書でございます。議案書の49ページをお願いいたします。「教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。改正の内容は、県立日南農林高等学校の所在地の位置が現在表の左側にありますように、南那珂郡南郷町大字中村字山ノ神甲3528番2であります、これを表の右側のように日南市南郷町中村字山ノ神甲3528番2に改めるものでございます。

これは、日南市、北郷町、南郷町がことしの3月30日に合併し、新しく日南市となることに伴う所要の改正でございます。なお、施行期日につきましては、その次の50ページになりますが、合併期日と同じ日の平成21年3月30日でございます。

総務課関係は以上でございます。

**○井上財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

2月補正歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、財務福利課のインデックスのところ、387ページをお願いいたします。387ページの一番上の行であります、今回の補正は3億7,306万円の減額をお願いするものであります。なお、補正後の額は、同じ欄の右から3列目ありますが、85億8,147万8,000円となります。

次に、減額となります主な事項について御説明申し上げます。2枚おめくりいただきまして、上のページ、390ページをお願いいたします。最初の（事項）育英事業費についてであります、2,259万8,000円の減額をお願いするものであります。これは、育英資金貸与予定者の辞退

や貸与者の中途退学などによる執行残であります。次の（事項）高等学校等育英資金貸与事業基金積立金につきましては、4,484万1,000円の減額をお願いするものであります。これは、同積立金への日本学生支援機構からの交付金の額が本年度に入った後に確定したことによるものであります。次に、そのページの一番下の（事項）教職員住宅費について2,553万1,000円の減額であります。これは、教職員住宅の解体工事費等に係る入札残等であります。

次に、下の391ページであります。中ほどの（事項）学力向上推進費について1,376万8,000円の減であります。これは教育のIT化に伴い導入しております教育用コンピューターのリース契約に係る入札残等であります。

次の（事項）恩給及び退職年金費について2,194万2,000円の減であります。これは受給対象者の死亡等による執行残であります。

次に、一番下の（事項）一般運営費（高等学校）について5,297万1,000円の減であります。これは、次の392ページとなりますが、県立高校の管理運営に要する経費のうち、光熱水費等につきまして節減を図ったことなどによるものであります。その次の（事項）海洋高校実習船費について2,226万9,000円の減であります。これは同校実習船進洋丸の検査や修繕に係る入札残等であります。

次に、393ページにお移りいただきまして、ちょうど真ん中の（事項）一般運営費（特別支援学校）について2,360万3,000円の減であります。これは特別支援学校におけるスクールバスの運行委託契約に係る入札残等であります。次の（事項）就学奨励費（特別支援学校）について1,612万5,000円の減であります。これは、特別支援学校の児童生徒に対する就学奨励費の支給実績に

応ずる執行残であります。

次に、394ページをお願いいたします。そのページの一番下の（事項）文教施設災害復旧費について8,620万5,000円の減であります。これは、本年度は災害の発生が少なかったことによるものであります。予算補正につきましては以上でございます。

次に、2件の報告事項についてであります。資料変わりまして、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。その2ページでございますが、県立学校校舎等の耐震化の状況についてであります。これは、その2ページから20ページにかけてお示ししております内容につきまして、本常任委員会に御報告申し上げました後、このすべての内容につきまして、県庁ホームページ等で公表したいと考えているものであります。それでは、時間の関係がございますため、要点のみ御説明申し上げます。

まず、2ページ中ほどの大きな2の今回公表するリストに登載する建物についてであります。県立学校の建物は、本年度末現在で1,720棟となるものでありまして、このうち文部科学省の定めにより、耐震改修の対象となり得るものは699棟であります。

その下の大きな3の耐震診断及び耐震化の概況についてであります。まず、(1)の耐震診断につきましては、所要の建物すべてについて終了しているところであります。次に、(2)の耐震化の状況につきましては右側のページ、3ページの表にお示ししておりますが、①の対象となる建物699棟のうち、②の現行耐震基準に基づく建物、それから④の診断対象外としている物、次に⑥の診断の結果、耐震改修不要である物、及び⑦の耐震改修工事実施済みの物、これら4つの枠内にある建物につきましては、耐震

化が不要であるか、あるいは終えたものでございまして、これらすべてを除いた残りでございます⑧の99棟、全体の14.16%となりますが、これが今後耐震化を図るべきものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。上から2行目のI s値とはとある箇所でございますが、耐震診断の結果は、I s値として示されます。

I s値とは、建物の耐震性能を示す指標でございます。I s値の各段階に応ずる建物の耐震性につきましては、その下の枠内に示しておりであります。I s値が0.6以上であれば震度6強程度、すなわち関東大震災程度の地震に際しまして倒壊または崩壊する危険性が低い。0.3以上0.6未満であれば危険性がある、0.3未満であれば危険性が高いとされておりあります。なお、文部科学省の指導により、公立学校の建物につきましては、安全性を高めるため、I s値0.7以上を確保することとしております。

それでは、具体的な公表リストをごらんいただきたいと存じます。8ページをお願いいたします。縦に学校名を示しております。それぞれの欄が建物1棟に対応しております。各建物についての表示内容の区分を一番上に示しております。左から棟番号、これは各学校における管理上の番号であります。次に、建物構造、Rが鉄筋、Sが鉄骨であります。階数、建設年月、延床面積と参りまして、その次の建物の名称は、各学校における最もわかりやすい通称を記しております。次に、このリストの主要部分であります耐震診断の結果（I s値）又は耐震化の状況の欄についてであります。この欄の表示内容は5つのパターンに分かれております。まず、通し番号1番、一番上の欄の場合でございますが、耐震改修工事实施済としております。これは診断の結果、耐震性が不足すると判定された

ことから補強工事を行いまして、既に、所要の耐震性を確保していることを示しております。その下の欄の場合は、診断の結果、耐震改修不要としております。これは診断の結果、建物各部におけるI s値がすべて0.7以上であったところから、改修工事は不要と判定されたものでございます。その下の通し番号10番の欄におきましては、I s=0.49～1.97としております。これは診断の結果、改修が必要であることが判明しました建物について、その建物の現状での強度を示しているものでございまして、各建物について得られました最も弱い値と最も強い値の双方を記しております。その右側、備考欄には平成21年度中に設計など、今後の改修計画を記しているところでございます。

次に、その2つ下の欄で現行耐震基準に基づく建物とありますものは、現行建築基準法に基づいて建設された建物であるということでございます。国の耐震対策の対象からは除外されているものであります。その15欄ほど下の通し番号27番の欄で診断対象外としているものとしておりますものは、取り壊し予定等のため、耐震診断は行われなかったこととしているものでございます。以上、5つのパターンによる建物の状態をこのリストに登載しておりますすべての校舎等についてお示ししているところでございます。耐震化の状況とその公表につきましては以上でございます。

次に、同じ資料の21ページをお願いいたします。県立高校地区生徒寮の私立高校生への開放試行についてであります。昨年9月の当常任委員会における御要望を受けまして、これまで必要な調整を行ってまいりました結果、まとまりました内容を御報告申し上げます。

まず、先に資料をごらんいただきたいと存じ

ますので、恐れ入りますが、22ページをお願いいたします。そこにお示ししておりますのは、県内の市町別に所在する県の地区生徒寮と私立高校の一覧でございます。地区生徒寮がありますのは高千穂、延岡、日向、西都、宮崎の5市町でございます、この5市町のうち、私立高校がありますのは延岡と宮崎のみでございます。したがって、地区生徒寮の私立高校への開放が考えられますのは、この2つの市にあります3つの生徒寮についてのみでございます。このうち、宮崎市所在の海洋高校生徒寮につきましては、元来、この寮が水産高校時代から同校附属の施設として運営されておりました経緯等にかんがみまして、当面は、現状のままで運営せざるを得ないかと考えております。したがって、残りは延岡市内の2つの地区生徒寮となりますが、このうち、第一生徒寮につきましては、近く全面的な耐震改修工事を予定しておりますことから、当面、第二生徒寮のみが試行の対象となり得るものであります。延岡市内の生徒寮と私立高校の位置関係につきましては、右のページの地図にお示ししております。第二生徒寮は、右上側でございますが、そこから一番上の延岡学園高校へ約3キロメートル、下のほうの聖心ウルスラ学園高校へは約5.5キロの距離となっております。

そこで、以上の事柄を前提といたしました試行の内容についてでございますが、恐れ入りますが、21ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、1の目的でございますが、県有施設のより有効な活用ということにとらえたいと思っております。2の内容でございますが、試行する寮は、ただいま申しました延岡地区第二生徒寮であります。試行の規模は男子2名、女子2名の計4名といたしたいと思っております。

ただし市、これを受け入れ得る空室がある場合に限ることとしたいと思っております。入寮者の資格といたしましては、現在の入寮生に対して適用しております基準に、在籍する私立高校から推薦された者という一項を加えたいと思っております。実施時期につきましては、平成21年4月1日から当分の間と考えております。また、3の試行実施の条件といたしまして、私立高校側にも入寮した自校生徒の指導等を行っていただくなど、寮の円滑な運営に御協力いただきたいと思っております。以上により試行を実施し、良好な結果が得られます場合は、本格実施への移行を考えてまいりたいと存じております。財務福利課関係は以上でございます。

**○黒木学校政策課長** 学校政策課でございます。学校政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、再び歳出予算説明資料に戻っていただきまして、学校政策課のインデックスのあるところ、397ページをお開きいただきたいと思っております。学校政策課の補正予算につきましては、一般会計で2億1,404万2,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、17億9,774万4,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。399ページをごらんください。まず、中ほどの(事項) 県立高等学校再編整備費の8,919万9,000円の減額であります。このうち、説明欄の2、南那珂地区総合制専門高校設置事業の8,116万5,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校再編整備計画に基づき、南那珂地区の専門高校3校、日南工業・日南振徳商業・日南農林を総合制の専門高校として、再

編整備するものでありますが、新高校の農業実習用地の取得費や造成費等の執行残でございます。

次に、一番下、(事項) 指導者養成費の4,626万8,000円の減額でございますが、次のページ400ページをお開きください。説明欄の6、初任者研修事業の1,189万7,000円の減額は、新規採用の職員が校外の研修で不在となる期間に、その補充として配置する非常勤講師の報酬や旅費等の執行残でございます。次の7、国際理解教育推進事業の2,138万9,000円の減額は、県立学校等に配置しております外国語指導助手、いわゆるALTの中途退職等による報酬の残や、来日や帰国に要する旅費等の執行残でございます。

次に、中ほど下、(事項) 生徒健全育成費の1,172万3,000円の減額でございますが、これは、説明欄の2の(4)スクールソーシャルワーカー配置事業や4の学校における豊かな体験活動推進事業など、国庫補助決定に伴う補正でございます。

次に、401ページの一番下、(事項) 学校安全推進費の4,659万4,000円の減額でございます。このうち説明欄の4、日本スポーツ振興センター共済事業の4,500万の減額でございますが、これは、県立学校に通学する児童生徒が学校管理下でのけがや疾病等の医療費を補償するための共済掛け金と給付金でありまして、当初予定していた生徒の事故に対する給付金等が当初見込みを下回ったため、減額補正するものでございます。以上でございます。

**○寺田全国高等学校総合文化祭推進室長** 全国高等学校総合文化祭推進室の補正予算について御説明申し上げます。

同じ資料の全国高文祭推進室のインデックスのところ、ページで言いますと403ページをお開

きください。今回の補正は一般会計で388万4,000円の減額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の額は右から3列目にありましており、3,664万4,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。405ページをお開きください。上から5段目(事項) 芸術文化活動費につきまして、説明欄の1、全国高等学校総合文化祭開催準備事業が388万4,000円の減額でございます。これは、平成22年8月の第34回宮崎大会に向けた準備を進めるため、本年度開催の群馬県への派遣旅費とか、各種委員会の旅費、あるいは需用費等の執行残でございます。

全国高等学校総合文化祭推進室関係につきましては以上でございます。

**○瀬川特別支援室長** 特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

同じ資料ですが、407ページをお開きください。特別支援教育室の補正予算としましては、一般会計で976万円の減額補正でありまして、補正後の額は右から3番目でございますが7,955万5,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。409ページをお願いいたします。初めの(事項) 特別支援教育推進費の194万5,000円の減額であります。このうち説明欄の1、特別支援学校環境整備事業の103万円の減額は、学校教育法改正により本年度特別支援学校の名称を変更したことに伴い校旗の整備を進めるものでございますが、その整備費の執行残でございます。次の(事項) 特別支援教育振興費の781万5,000円の減額でございますが、このうち説明欄の4、特別支援学校医療的ケア実施事業の199万9,000円の減額は、常時医療的ケアが必要である子供たちが安心して安全な学校生活を送るために、学



校へ看護師を派遣しているものでございますが、その実施に要した委託費の執行残でございます。次に説明欄の10、特別支援学校就労バックアップ事業の168万2,000円の減額は、障がいのある生徒の雇用の拡大を図り、自立を支援するために、就労支援機関民間企業等の外部の人材を活用し、特別支援学校の職業教育のあり方や就労支援体制の検討を行うものでございますが、その関係者招聘に要した謝金や旅費等の執行残でございます。

その他につきましては、それぞれの事業における事務費等の執行残でございます。以上でございます。

**○堀野教職員課長** 教職員課関係につきまして御説明いたします。

同じ資料の教職員課のインデックスのところ411ページをお願いいたします。今回の補正は一般会計で21億3,010万4,000円を減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、963億6,132万7,000円となります。

次に、主なものについて御説明いたします。413ページをお開きください。上から5段目の（事項）教職員人事費でございます。これは、非常勤職員の従事日数等が見込みより減ったことなどに伴いまして、7,520万円の減額でございます。次に、下から2番目にあります（事項）退職手当費でございます。これは退職予定者が当初の見込みより減ったことに伴うもので、3億8,049万6,000円の減額でございます。

次のページ、414ページをお開きください。最初の（事項）になります。小学校費の職員費でございます。7億2,151万円の減額でございます。これは、職員費につきましては、前年1月1日現在の職員給与等をもとに積算を行っておりますことから、執行額との差額について減額を行

うものでございます。同様の理由になりますけれども、中ほどの（事項）中学校費の職員費が2億5,084万8,000円の減額、一番下の（事項）高等学校費の職員費が5億8,789万2,000円の減額、次のページになりますけれども、上から2番目の（事項）特別支援学校費の職員費が4,762万円の減額でございます。

教職員課関係は以上でございます。

**○勢井生涯学習課長** 生涯学習課関係について御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、417ページをお開きください。一般会計予算で3,961万1,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は右から3番目の欄にありますように5億6,601万1,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。次の419ページをお開きください。表の上から4段目、（目）の社会教育総務費であります。最初の（事項）社会教育振興費は127万2,000円の減額をお願いしております。これは、次の説明の欄、1の社会教育主事等研修などの執行残によるものであります。次に、その下の（事項）成人青少年教育費につきましては426万9,000円の減額となっております。その主なものは説明の欄の1の放課後子ども教室推進事業における補助金の交付決定に伴う執行残や、3の地域チャレンジ体験活動支援事業などの執行残によるものであります。次に一番下の（事項）生涯学習基盤整備事業費は271万9,000円の減額となっております。これは次のページになりますが、420ページの一番上の欄の2にございます生涯学習情報提供・相談体制の整備などに要する経費の執行残によるものでございます。

次に、中ほどの（目）の図書館費につきまし

ては、総額で1,754万3,000円の減額であります。その主なものは、(事項) 図書館費の説明の欄の1にあります運営管理に要する経費や、その次の(事項) 奉仕活動推進費の9にあります県立図書館新図書館情報システム構築(更新)事業などの執行残によるものであります。

次に、421ページをお開きください。表の上から3段目(目)の美術館費につきましては、総額で1,285万4,000円の減額であります。その主なものは、(事項) 美術館費の2にあります管理運営に要する経費や次の(事項) 美術館普及活動事業費の3の特別展費などの執行残によるものであります。

生涯学習課関係は以上でございます。

**○得能スポーツ課長** スポーツ振興課関係について御説明いたします。

同じ資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、423ページをお開きください。一般会計で9,322万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。その結果、補正後の額はページの右から3列目の11億4,645万3,000円となります。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説明をいたします。425ページをお開きください。まず、ページの上から5段目になります(事項) 学校体育指導費でございます。320万4,000円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、2の明日の宮崎を担う「子ども体力アップ事業」における体力向上フォーラムの開催に係る国庫委託事業の交付決定に伴うものなどがございます。

次に、ページの一番下の(事項) スポーツ施設管理費でございます。4,038万円の減額補正をお願いしております。主なものは、次のページ、426ページであります。一番上の欄にあり

ます2の(1) 総合運動公園の陸上競技場改修に係る工事費、及びその下にあります(2)の県体育館改修に係る工事費の執行残でございます。

次にページの中ほどにございます(事項) 健康管理指導費でございます。208万1,000円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、県立学校の児童生徒に対する各種健康診断経費の執行残でございます。

次に、ページの下から2段目にあります(事項) 体育大会費でございますが、2,905万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、主に1の国民体育大会経費でございますが、内容は大会への選手派遣経費の執行残でございます。

次の427ページをお願いいたします。一番上の(事項) 体育振興助成費でございますが、1,230万円の減額補正をお願いいたしております。主なものは、県体育協会に対する管理運営補助金の執行残でございます。以上でございます。

**○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長** 全国スポーツ・レクリエーション祭推進室関係について御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の全国スポーツ・レクリエーション祭推進室のインデックスのところ、429ページをお開きください。一般会計で155万7,000円の減額補正をお願いしております。その結果補正後の額は7,459万3,000円となります。

次に、内容につきまして御説明いたします。431ページをお開きください。(事項) 体育大会費の全国スポーツレクリエーション祭開催準備事業であります。これは10月に開催する全国スポーツレクリエーション祭の開催準備に要する経費でありまして、開催準備経費、特に旅費、需用費等の節減等による執行残であります。以上で

ございます。

○清野文化財課長 文化財課の補正予算について御説明申し上げます。

同じく歳出予算説明資料、文化財課のインデックスの箇所、433ページをお願いいたします。今回、補正をお願いいたしておりますのは、一般会計予算4億478万9,000円の減額であります。これによりまして、補正後の一般会計予算額は右から3列目ではありますが、7億1,484万2,000円となります。以下、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

おめくりいただきまして435ページをお願いいたします。下から2番目となります埋蔵文化財保護対策費につきまして3億8,388万円の減額をお願いいたしております。その主なものは次の436ページの一番上の説明欄でございますが、4の国道発掘調査及び5の東九州自動車道発掘調査であります。いずれも、各事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の受託額が確定したことによるものであります。これらの調査は、事業者であります国土交通省と西日本高速道路株式会社から県が委託を受けまして実施しているものであります。経費は全額各事業者の負担となっております。毎年度の当初予算の計上に当たりましては、年度途中において工事の進捗に支障を来すことのないよう事業者側と協議の上、最大限の発掘調査量を見込んで積算いたしておりますため、実際の調査面積は見込み量を下回る結果となる場合が多く、こうした経緯から減額補正をお願いするものあります。

次に、その下でございます埋蔵文化財センター費につきまして、644万3,000円の減額をお願いいたしております。その主なものは4の埋蔵文化財センター分館の外壁剥落防止工事ですが、これは総合博物館裏手にあります埋蔵文

化財センター分館の外壁工事に係る入札残によるものであります。

文化財課につきましては以上でございます。

○厨子人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明を申し上げます。

同じく説明資料の439ページをごらんください。一般会計で155万4,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の額は933万7,000円となります。

その内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、441ページをお開きください。(事項)人権教育総合企画費で103万2,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、人権啓発資料作成事業の印刷製本費及び人を大切に育てる子どもを育てる人権文化充実事業の旅費等の執行残に伴う減額補正でございます。

次に(事項)人権教育連絡調整費で52万2,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、人権教育関係団体との連絡調整の旅費等の執行残に伴う減額補正でございます。以上でございます。

○押川委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。午後は13時10分開会ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○押川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時7分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案についての質疑はございませんでしょうか。

○図師委員 4点ほどもう少し説明をいただきたいと思うところがあります。

まず、議案書の384ページですね。教育企画費の教育行政の企画調整に要する経費が大きく減額されておりますが、この内容をもう少し御説明いただきたいと思います。

○金丸総務課長 教育企画費についてのお尋ねでございます。ちょっとお待ちくださいませ。

教育企画費の中で、国からの事業であります20年度の新規事業がございました。これは、学校支援地域本部事業という事業でございます。この事業が国の新規事業でありました関係で、当初、全部の市町村に実施をしていただくという予定で予算化した事業でございますが、ふたをあけて、各市町村のほうにその実施につきまして要請しましたが、全部の市町村に参加いただけなかったということが主な理由でございます。

それと、実施時期につきましても、実施した市町村について12カ月、1年間を通した予算化をいたしましたけれども、少ないところでは数カ月しか実施できなかったというようなことで、大きな減額補正になったものでございます。

○図師委員 その原因としては、もちろん、各市町村の態勢が整わなかったというのもあるかと思うんですが、国の補助が流れてくるのが遅かったとか、そういう事務的な問題というのはなかったんですか。

○金丸総務課長 おっしゃるような事務的な問題はございました。私どもが、この新規事業を把握できましたのが20年の1月の段階でございました。実際に20年度予算編成作業の最終段階でございました関係で、市町村のほうに実施する意向を確認する時間的いとまがなかったというのが実情でございます。

○図師委員 来年度予算にも、もちろん、この事業は組み込まれておろうかと思っておりますけれど

も、その対応といたしますか、全市町村で来年度は実施が可能の見込みになっているのでしょうか。

○金丸総務課長 来年度につきましては、市町村の意向を勘案した上で、予算化したいと考えております。

○図師委員 わかりました。

では、2点目をお伺いたします。同じ議案書の400ページですね。説明でもあったんですが、これは指導者養成費の中の7番でしたかね、国際理解教育推進事業で、ALT等が途中で帰ったり、人員の配置が変わったりすることによる減額ということだったんですが、実際、このALTは、年間、何人来ていらっしやって、何人がそのような途中帰国なり、任務が満了できなかった方がいらっしやるのか、わかっていれば教えてください。

○黒木学校政策課長 ALTは、37名の配置でございますが、そのうち2名が途中で帰国ということになりまして、そのことにかかわる残がかなり出たということでもあります。

○図師委員 2名が帰国ということですが、この補正額、減額分がほとんどその2名分と理解してよろしいのでしょうか。

○黒木学校政策課長 2名分と、それからもう一つは、大体月額30万の報酬がございますが、そのことに対して所得税相当額を3万円ほど上乘せして支給しているわけですが、ALTの中には、租税条約による日本での所得税が免税されるケースがあるということに伴いまして、その分が金額にしますと1,152万円ほど残ったということになります。

○図師委員 その2名の方の帰国理由、差し支えなければ。後、2名帰国後の補充はなかったのかどうかもあわせてお願いします。

○黒木学校政策課長 2名の方は、正式な婚姻関係があったかどうかわからないんですが、パートナーということで、その一方の女性の方が、どうしても学校になじめないということで女性が帰国すると、それに伴ってパートナーである男性も一緒に帰国するということになりました。後、補充は年度途中ということでありまして、ございませんでした。

○図師委員 その帰国後の学校といいますか、その方が赴任されておった学校はカリキュラム上、何か支障は出なかったものでしょうか。

○黒木学校政策課長 このALTは、主に授業の中ではオーラルコミュニケーションという、会話を中心とした授業に参加すると、毎時間ではございませんが、週に1時間とか参加するわけですが、そういった面ではやっぱりネイティブが生徒の身に届かないという点ではやっぱりマイナスであったかなと思います。

○図師委員 次に参ります。同じ議案書426ページなんですが、スポーツ施設管理費の中の1と2で、これ、大きく減額されているんですが、説明では、入札残ではなくて執行残というような説明があったかと思うんですけれども、実際、この改修事業のどのような内容が変更になって、残額が出たかの御説明をお願いします。

○得能スポーツ振興課長 スポーツ施設管理費の中の、例えば陸上競技場の改修に係る部分でございまして、約3,190万の減額ということになるわけなんですけれども、こちらで言いますと、運動公園の陸上競技場のトラック改修に係る工事請負費の減額が主なものであります。したがって、理由といたしましては、入札残等に伴うものというふうなことでございます。

○図師委員 入札残という言葉が私が聞き漏らしたのかもわかりませんが、執行残とだけ聞こ

えたもんですから、ひょっとしたら途中、工事中に何らかの変更があったものかなとも思ったもんですから、一応、確認しただけです。

もう一つ、同じページの体育振興費の1、国民体育大会経費、これも3,000万近くの減額なんですけど、この説明では選手派遣が当初よりも少なくなった執行残だということだったんですけど、具体的に何名とか、わかりますか。どの競技が特に少なかったとか、そういうのがわかれば教えてください。

○得能スポーツ振興課長 それについては、お時間をいただきたいと思っております。ただ、若干説明させていただきますと、この派遣費につきましては、当初、積算をするときに、過去3年間の最大ということで例年計算をさせていただいております関係でというのが一つございます。余裕を持って予算を計上させていただいているという状況はございます。詳しいその競技ごとにつきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○図師委員 特に、急ぐものでもありませんし、この選手派遣が充実すれば、成績向上にもつながるのではないかなと思いましたが、一応、確認までに聞きました。また、あとで教えてください。

○押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○太田委員 予算に関することではありますが、400ページ、先ほど図師委員が聞いたことと関連します。国庫補助の10分の10の事業で、生徒健全育成費、4番の学校における豊かな体験活動推進事業、先ほどの説明では、関係市町村に意向調査をしてやったということで意味がわかりましたが、これの場合も国庫補助による事業ではありますが、これは600万ほど落ちていると

というのは、どんな理由がありますかね。

**○二見学校支援監** 豊かな体験活動推進事業も3種類ほどございます。児童生徒の輝く心育成推進校、それから、農山漁村におけるふるさと生活体験推進校、それから、仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校といったようなものでございます。これは、国の事業を受けてやっているところでございますが、それぞれ宿泊を伴うものもございまして、それぞれの地域に出かけて活動するわけですが、そういったところの残が出たということでございます。学校数も宿泊体験だけでも13校ほどございますので、積み重ねてこういった額になるということでございます。

**○太田委員** わかりました。

それと、401ページの学校安全推進費の中で、4番日本スポーツ振興センター共済事業、4,500万の減額となっておりますが、理由としては、給付金が見込みを下回ったということでありますが、これは、例えば、学校のスポーツに関する事故等で保険が適用されない場合とかがありますでしょうか。

**○二見学校支援監** 登下校を含んでの学校管理下における事故はほとんど含まれております。保護者と設置者が共同で掛け金を払って、それに補償が医療費だったり見舞金が給付されるということでございます。死亡の場合が2,800万ほどですので、物すごい額が場合によっては必要になるということなんですけれども、過去の実績を見ながら、早急な支払いができるように、決定を見たらすぐ家族には支払いができるような態勢ということで、予算化をさせていただいているところです。

**○太田委員** 恐らくいろんな事故が、これで救済される方向にはあろうかと思うんですが、中には、これはちょっと無理だねというような事

例とかいうのは上がってきたことはありますか。

**○二見学校支援監** 学校に勤務している間、これはおりなかったというのは聞いたことがございません。これは免責の掛け金もかけておりますので、設置者の責任であるとか加害者の責任であるといったようなことも免れる保険、保険といたしますか、スポーツ振興センター法に基づいておりますので、そういったことはないと思っております。

**○太田委員** この件でもう一つ質問があるんですが、例えば、学校現場で事故が起こった場合に、それを報告しがたいといいますかね、上のほうに、こういった保険で対応することがちょっとはばかれる雰囲気なんかがあったりすると、あらわれないこともあるのかなと思ってですね。もしそういうのがあれば堂々と言ってきなさいと、しょうがないじゃないですかというような感じの、現場からそういう事故等の報告がいい意味で気やすく上がってくるようなものもないといかんのかなと思ひまして、ちょっと気になるところがありまして、したんですが、その辺のところ……。

**○二見学校支援監** 学校の養護教諭のほうが、これは学校で起こった事故ですので、治療に行く保護者に対してもつけ加えるようにしておりますので、そういった心配はないと思います。

**○太田委員** 念のため。そういうことで事故がもし起こったとしても、そういうところで補償されるような雰囲気とか、言いやすさといいますかね、報告しやすい雰囲気というのはつくってもらいたいなど、あるということじゃありませんけど、ひとつお願いしておきたいと思ひます。

それから、409ページ、教育指導費特別支援教育振興費の4番で、特別支援学校医療的ケア実

施事業、これは看護師の関係の執行残ということですが、これ、見込みとして額もそんなに大したことはありませんので、どうということはありませんが、看護師の活動の見込みとして何かミスが見込みより減ったとかなんか、何かの理由があるんでしょうが、これ、どういう意味でしょうか。

○瀬川特別支援教育室長 医療的ケアを受けている子供たちは、非常に障がいの重い子供たちです。一応、今、41名が受けているんですが、どうしても、体調不良で長期の欠席とか入院とか、そういうような形での残でございます。

○太田委員 わかりました。いつ起こるかわからんからやむを得ないということですよ。わかりました。

それと、最後になりますが、415ページ、414ページからになりますけど、職員費というところで7億2,151万という、かなりの大きな額が職員費の中で減額になっていますよね。私もちょっと以前これ、聞いたような記憶があるんですが、いわゆる1月1日現在で、そういうふうに想定せざるを得ませんということをお聞きしております。これは本庁・知事部局、警察本部もそういう形だったということでやっておるわけですが、まず、例えば1月1日現在で見込んでその職員がおると見ても、こんなに億単位での減額というのはやっぱり出てくるんですかね。

○堀野教職員課長 委員のおっしゃるとおり1月1日現在の給与人員というのを基礎にするんですけれども、教職員の場合は、来年度の児童生徒数によりましてクラスが変わってきますので、それを見込んだ定数というのをまず出します。その定数をもとに、そのときの給与月額と平均給料月額とかそういったものを掛けていくんですけれども、どうしても、職員について、

正規職員といいますか、人件費の場合は正規職員と臨時的任用講師がいるんですけれども、正規職員の人数をその1月1日現在の人数でやっているものですから、その分が翌年度になると退職とかそういった関係で、新陳代謝で下がります。その分で結構大きな金額になってしまうことがございます。以上です。

○太田委員 正規職員で見るとというのは、講師等も含めて正規職員とみなして、推定して出しておくということなんですか。

○堀野教職員課長 正規職員と臨時的任用講師は、それぞれで見るとはすけれども、トータルで見たときに、割合の部分が1月1日現在は、正規職員の割合、8対2だったとします。そのときは8対2で見るとはすけれども、実際になった場合には、その割合が若干変更になって7.5対2.5になるとか、そういったことがございますので、その分で差が出てくるということがございます。

○太田委員 見込みをする場合、例えば、人事院勧告が何%上がったとか、そういうのもきちっと見込みされると思うんです。予算を編成する場合には、ある程度の余裕がないといけないというのはもうわかるんですけどね。15億も差があるような見込みというのはちょっと気になるんですよね。例えば、1月から3月までは現在の職員がそのまま勤める、4月から以降は新陳代謝が始まって新たな平均賃金層の人たちが新たに出てくるという、その想定はある程度はできないものですかね。この15億も違うような予算の組み方というのはおかしいんじゃないかねということで、警察本部のほうにも言ったら、警察本部のほうは少し今度改善をいたしますという報告はあったんですよ。だから、ちょっとその辺はあんまり額が大き過ぎるもんだから、

見込みをもう少し、ゆとりは持たせないかんが、ある程度ずっと見込んでいくということはできないものかなと思って……。

**○堀野教職員課長** 1月1日現在で職員数を想定するときに、その後の退職の希望、いわゆる定年退職の分はわかるんですけども、希望されて退職する場合とか、普通退職という自己都合で退職される方とか、そういった数の想定ができません。その分の関係もございまして、採用者はわかるんですけども、そういった出入りの関係でなかなか想定できないということがございます。

ただ、今、委員のおっしゃったように、確かに大きい金額でございますので、できるだけ近づける努力は今後検討させていただきたいと思えます。

**○太田委員** わかりました。人数が多いから言われることはあるだろうなとは思っています。職員数が違うからですね。わかりました。

**○福田委員** 太田委員に関連しますけど、この日本スポーツ振興センター共済事業の仕組みをちょっと知りたいんですが。

**○二見学校支援監** 例えば、掛け金で言いますと、義務教育諸学校に在籍する子供たちが920円という掛け金でございます。それから高等学校になりますと1,840円、そういった金額を保護者と設置者がある割合で負担をして、県が5月31日までにこの振興センターのほうに納入するということになります。各学校では、こういった学校内で事故が起きましたと、もちろん、治療が先でございまして、先ほど申し上げました養護教諭が保護者と一緒に病院に行くことが多いんですけども、これは学校内で起こった事故ですから、例えば、家族がかかっている保険で払ってしまっても払わなくても、そういっ

たことも説明をした上で、医療費はきちっとその割合に応じて戻ってきますし、それから、障がいが残るようなケースだったら1級から14級まで幅がございましてけれども、最大3,770万から82万の障がい見舞金といったようなものも給付がされるということでございます。一回県を通してくるものですから、こういった予算化を一回しておくという制度でございまして。

**○福田委員** そうしますと、これはスポーツ損害保険みたいな内容ですが、県は、ちょうど中間段階に当たりまして、再共済する元請の団体は全国のどういう組織になるんですか。共済事業の元請がありますね、全国の、この名称は何と言うのでしょうか。

**○二見学校支援監** 独立行政法人日本スポーツ振興センターというところが、国の補助も受けながらやっている給付のためのセンターということでございますが。

**○福田委員** そうしますと、通常の民間のスポーツ保険なんかと比較をして、比較ですよ、無事戻しあたりが、単位の小中学校、高等学校に返ってくることはないわけですね。全部元請で留保するわけですね。

**○二見学校支援監** 掛け金が返ってくることはございません。

**○福田委員** 独立行政法人ですね。わかりました。それは、共済事業の収支明細については、公開されているわけですね。

**○押川委員長** わかりましたか。いいですか。

**○福田委員** はい。

もう一つ。これも去年から太田清海委員や前委員長ですね、この委員会でやってまいりましたが、予算の組み方、今、太田委員が言われましたですね、教育委員会では全体の予算の3%強が執行残になっていますが、全体の予算ので



すね。これには文化財の調査費等がありまして、これは当然、そういうものは見込みが立ちませんからやむを得ないと思いますが、人件費については、これだけコンピューターの発達した時代ですから、ある程度の予測はできるのではないかなということ、これは、知事部局含めて外局ですね、そうしませんと、やっぱりこれだけの執行残が出るということは、非常に財政上厳しい中ですから、本来ならば、いろんな事業に使える可能性があった非常に大事なお金なんです。ですから、警察本部のほうは、午前中の審査の中で、21年度は完全に改めてやりますと、警察本部は2,000名ですよ。そうしますと、皆さん方の教育委員会は1万ですから、それは一番大きい所帯ですから、大変難しいことはよく知っているんですが、しかし、今の時代、積算をすれば、かなり近似値が出ると考えておりますから、ぜひ、委員会として昨年からの指摘をしておいた問題でありますから、比較的近似値に近い予算の計上をなされるといいがなと、こういうふうに考えおります。何か御意見ございましたら。

○堀野教職員課長 御指摘ごもつともでございます。ただ、先ほど申し上げましたけれども、前年の12月に予算作成する関係もありまして、また、その段階で見えない要素がいっぱいあるのも事実でございます。先ほど申し上げましたけれども、できるだけ近づけるようにぜひやっていきたいと思っております。以上です。

○福田委員 よろしく願いしておきます。以上です。

○得能スポーツ振興課長 凶師委員からの先ほどの御質問でございます。国体の本年度の派遣の人数についてでありますけれども、当初、本年度525名で本国体の積算をいたしておりました。

た。参加したのが最終的に420名ということで、105名の減でございました。その中で、試合をする中で、2回戦まで進む、あるいは3回戦で敗退というようなことで決勝まで行かないというのもございましたので、最終的にこのような人数になったということでございます。以上でございます。

○押川委員長 凶師委員、よろしいでしょうか。

○凶師委員 はい。ありがとうございました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○萩原委員 議案外でもいいの。

○押川委員長 いやいや、まだ議案ですよ。

議案でほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 なければ、その他報告事項についての質疑も受けたいと思います。

○萩原委員 耐震についてちょっとお伺いします。このI s値というのがずっと表示されておりますが、残り99棟が補強が必要とされておりますが、これをずっと見てみますと、昭和40年前後、建設が37～38年から42～43の物が大半のようであります。40年前後ですから、耐震補強がいいのか、建てかえの時期に来ておるんじゃないかという、その辺の判断はどんなふうにして見られたですか、それ、ちょっと伺いたいです。

○井上財務福利課長 耐震改修を行うに当たりましては、おっしゃったような判断が必要となるわけでございますけれども、それは究極、そのとき賄い得る財源によろうかと思うんですが、今の財政状況のもとでは、基本的には改修での対応を考えております。以上であります。

○萩原委員 耐震補強工事でやったから、それじゃまた40年ぐらい延びるんですかね。

○井上財務福利課長 建物の耐用年数という言

葉はございますけれども、厳密に、そういう普遍的な概念というのは実はないんだそうでございます。建物を使い方によって耐用年数はいかようにでもなるというふうにもお聞きしております。

学校は、比較的丁寧に使っていかうと思っておりますので、今のところ、財源の問題もございまして、基本的には改修ということで考えざるを得ないかなと思っております。以上でございます。

○萩原委員 なかなか立派であります。

○押川委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○田口委員 昨年、生徒寮の件でお話をさせていただきましたら、早速に対応していただきまして、どうもありがとうございます。それで2～3ちょっとお伺いいたします。

まず、ことし、その第二寮は、卒業生が何人出て、今、部屋数が幾つ空いているんでしょうか。

○井上財務福利課長 第二生徒寮の現在のまず定員でございますが、男子26名、女子26名でございます。男子は17名が入っております。65.3%の入寮率、女子は24名が入っております。92.3%の入寮率でございます。このうち、男子の3年生は10名——全部で3年生は16名でございます。

○田口委員 男女合わせて16名ということですね。

○井上財務福利課長 ええ、男女合わせて16名でございます。

○田口委員 男女比はわかりませんね。16人の中は。

○井上財務福利課長 3年生の男子は3名、女子が13名でございますから、今、女子のほう

は92.3%と高い入寮率でございますけれども、来年はかなり余裕が生ずるかなと思っております。

○田口委員 わかりました。それで、今度2人ずつ部屋が入れるということになっておりますが、空きがあった場合にはですね、変な話、これ、5人応募が来た場合には、どのような選考になるんですかね。

○井上財務福利課長 まず、基本的に試行ということで考えてございまして、試行と言えども、何らかの制度を確定しないと、行いがどうございますから、2、2で考えているわけでございます。今まで県立学校の生徒のための寮として運用してまいりまして、そういう基本的な了解がございますから、私立に開放するについて、開放の対象とする人数をファジーな形で始めることは難しかろうと思っております。一応、試行という形で、試行の枠内での制度として、男子2名、女子2名というのは、今のところ、それを現実をどう仮定して、その場合どう対応するかというのは言いかねるかと思っております。

○田口委員 いや、例えば、男子が2つの部屋に応募がもし3人とか4人来た場合には、先着順なのか、それとも、何かの基準でどこかで決めないといかんですね。

○井上財務福利課長 失礼いたしました。選考の基準に、当該その生徒が在籍する高等学校からの推薦によるという1項を設けておりますので、その高等学校によって調整をしていただくことになると思っております。

○田口委員 学校のほうで調整をして、その2の枠を超えないように、延岡だと2つ学校がありますけれども、そこで調整をするということですね。

○井上財務福利課長 そのとおりでございます。

○田口委員　じゃ、今度入った子は試行で、ためしのですけども、これは一遍入ったら最低でも卒業までは保障するというのでいいんですか。例えば、来年、県立高校生ががばっと来た場合には、出なさいということにはならないですよ。

○井上財務福利課長　はい、一たんお入りいただいた以上、卒業までお入りいただくつもりでおります。

○田口委員　わかりました。

○押川委員長　よろしいですか。ほかにございませんか。その他でも結構です。

○太田委員　その他ということですが、先ほど冒頭に謝罪のあった件でもありますけど、先ほど私が質問した日本スポーツ振興センターの共済事業等の質疑の中でもちょっと関連があるんですが、学校等で何らかの事故があった場合、それを現場の先生たちが余り自己責任というふうにとらえずに、「起こったことはしょうがないじゃないの」というような思いも先生方の何とかな、思いの中に必要じゃないかなという気がするんですよ。ちょっと言葉として言いくいんですけど、赤信号で突入して……、その事故でもあったそうなんですが、ちょっと本人自身も自分を責める気持ちが強過ぎてというところもあったのかなと思ったり、非常に自分自身でもそういうこともあるもんですから、赤信号を無視したことも本当にびっくりすることがありました。「しまった」ということはですね。そういうだれでもあることでもあるし、そんなことをしょうがなかったんだと思って、やっぱり意見が言いやすいといいますかね、報告がしやすいような、そういう雰囲気というのは先生方の現場でもあってほしいなと、いい意味でですね、そういう雰囲気になってほしいなというの

もちょっとまたある面考えたんですが、ぜひ、保護者もいろんな保護者がおられて、今、教育界も大変な現場になっておるようですよね、モニターペアレントとか言われる中で。先生たちも身をすり減らしながら授業をされていると思うんですよ。だから、そういう人たちがほっとするような、しょうがないんだよというふうな、校長先生には報告してとか、何かそんなものがもし悪いイメージがあるとするなら、ふわっとさせることをひとつやっていただくといいかなという感じがいたしました。あるいはそういうメッセージを現場にもおろしていただくといいんじゃないかなと思って……、もちろんされていると思いますが、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

○押川委員長　答えは求めますか。

○太田委員　特別ありませんけど、よろしく。

○押川委員長　教育長、何かありますか。今の意見、要望に対しまして何かあれば。

○渡辺教育長　冒頭、おわびを申し上げた件につきましては、本当に申しわけなく思っております。

かたい話になりますけども、職員、教職員、これは一般の県庁職員も同じでありますけれども、事件・事故等起こした場合には、速やかに報告するように指導いたしているところであります。ほとんどの教職員も100%近く報告はいただいております。ただ、中には、報告を怠っている場合もありますので、そういう教職員は、えてして、また同じことをやってしまうような場合もままございます。報告についてやはり徹底をしていきたいと思っております。

それから、今、太田委員のほうからお話がありましたように、教職員、非常にまじめで責任感が強くて、子供たちの教育のために熱心に取

り組んでいる教職員がほとんどという状況でございまして、私どもとしては、日ごろのそういった先生方の御苦労というのは十分にわかっているつもりでありますので、今後とも、決して不祥事件等があっても萎縮することのないように、子供たちのために日々情熱を傾けてほしいということはまた機会あるごとに、私のほうからも申し上げておきたいと思っております。以上です。

**○井本委員** その他のその他で、この前、保育園に行ったら、保育園で漢字を中心とした教育をやっておるところがあつてですね。そう言えば、昔、ソニーの井深さんの本でちょっと読んだことがあつたなと思つていたら、何が実際やっておる、保育園ですね。小さい1歳、2歳の子を対象にして漢字を一生懸命教えておるものだからですね、「おお、こんなのがあるのかな」とびっくりしたんですが、早速、一冊、本取り寄せて、また読んでもみたんですけども、ああいう漢字を中心とした、そういう教育というものに対しての研究というか、そんなものは今までやっているんでしょうかね。

**○二見学校支援監** 学習指導要領と呼ばれるのが幼稚園からございますけれども、やはり発達の段階からとかいろんなことを想定して、この学年ではこれだけは、この学年ではこれだけはこの、その系統立てた指導の内容を示すのが国の仕事だというふうに思いますが、特に、それぞれ設置理念をお持ちの幼稚園だったりしたら英会話に先に取り組みれたり、実際、外国語の先生を子供たちの指導に当たらせたり、そういった特色として取り組んでおられるところはあると思っておりますけれども、何がいいかというのはその設置者の考え方だろうというふうに思います。

**○井本委員** だから、その辺をね、研究してい

るのかなと思つたもんだから、実際、人間、小さいとき、8歳ぐらいまでは大体大脳がぱっと細胞分裂して成長していく、それ以降はあんまり大きく数はふえんのですね。その辺までにながと詰め込むというのは、詰め込むというのか、いろんな知識を吸収できる時代らしいんですけども、そのときに、例えば「あ」という字にしてもですよ、何でこれが「あ」なのかというと、直感的に把握するしか……、これが「あ」と思わないかんけど、漢字の場合は、意味があると言ふんですね、意味。子供が意味がわからんかというところじゃないと、意味がわかるからもう全部次々わかつていくんだと、こういうことで書いてありましたけども、そして、そこは特別かもしれんけど、みんな姿勢がよく、漢字教育と姿勢とどういう関係があるのかわからんけど、そこはみんなびしっと姿勢がよくて、これ、おもしろい教育だなと思つて帰つてきたわけですがね。一つのこれは今後の日本の教育のあり方を示しているのかなというような気もしたもんですからね。特に、このごろは英語教育なんか小さい小学校やら取り入れたの、私は、大反対なんですけどもね。むしろ、日本人としてのまずは国語を、それにしても国語を、何ですか、藤原正彦という「国家の品格」なんか書いた人も1に国語、2に国語、3、4がなく5に数学・算数とか言うところぐらいですよ。やっぱり国語だ、国語だと、国語がわからん人間が何でほかの国の言葉をやらないかんのかという、そんなことで日本の漢字教育にもその話が載つたもんですからね、その研究をなさっているのかなということでもちょっと聞いた次第でありました。もし、関心があられるなら、ひとつ研究のほどよろしく願ひします。

**○押川委員長** 何かありますか。ないですかね。

○萩原委員 関連して、今、世界ではインドがいわゆるITでは非常に最優秀と言われておるんですね。インドの教育というのは、やっぱり「読み」「書き」「そろばん」らしいですよ。もうテレビ等や新聞等でも御存じのとおり、インドは九九算の2桁まで全部暗算でやっていくそうですよね。だから、日本の今の教育の中で読み、書き、そろばんというのは、ウエートが非常に——僕は、現場知らないからわからないけれども、私どもの時代からすると非常に読み、書き、そろばん、童謡というのがなくなっているような気がするんですが、その辺はどうなんですかね。一回議会でやろうと思うんですけどね。

○二見学校支援監 今、御指摘がありましたように、基礎基本というのは、やっぱり読み、書き、そろばんになると思います。それに生活習慣がきちっと定着して初めて本物の力になるんだという考えから、早寝、早起きから朝御飯運動まで総合的に今、提案がなされ始めたところですが、新しい学習要領がいよいよスタートしますけれども、算数、理科も時数ふえます。国語のほうもまたふえていくということでございますので、特に、義務教育における基礎基本の定着については、これからまた力を入れていきたいと思っております。

○萩原委員 いつかまた本会議でやりますので。

○押川委員長 いいですか。

○萩原委員 教育長とやりましょう。

○押川委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

---

午後1時57分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻を13時30分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員の皆様にご相談であります。通常であれば委員長報告骨子につきましては、採決後に協議していただいておりますけれども、御存じのとおり、9日の本会議で委員長報告ということになりますので、日程的に余裕がありませんから、ただいまから、どうしてもこういうこととはということで御意見があれば、お伺いをいたしたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、お諮りをいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後1時58分散会

平成21年3月6日（金曜日）

---

午後1時28分再開

---

出席委員（9人）

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	萩 原 耕 三
委 員	太 田 清 海
委 員	岡 師 博 規
委 員	田 口 雄 二
委 員	川 添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	齊 藤 安 彦
議事課主任主事	吉 田 拓 郎

---

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第42号、第55号及び第56号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号、第55号及び第56号につきましては、

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時29分閉会